

広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不公正な取引方法の指定に関する運用について

(昭和46年 7月 2日事務局長通達第5号)

改正 平成 8年 2月16日事務局長通達第1号

廃止 平成18年 4月27日事務総長通達第4号

独占禁止法第二条第七項の規定に基づき「広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不公正な取引方法」が昭和四十六年七月二日公正取引委員会告示第三十四号により指定され、昭和四十六年九月一日から施行することとなつたが、これについての運用基準を下記のとおり定めたので、今後、この基準により適切に処理されたい。

#### 記

- 1 この告示に規定する「正常な商慣習に照らして過大な金銭、物品その他の経済上の利益」については、一〇〇〇万円を超える額の経済上の利益はこれに該当するものとする。ただし、この範囲内で公正競争規約を締結している業種にあつては、当該公正競争規約の定めるところを参酌する。
- 2 次に掲げる要件のすべてに適合する方法により特定の者を選び、これに経済上の利益を提供する旨を申し出ること、顧客を誘引する手段とは認められないので、この告示第一号ニの規定に該当しないものとして取り扱うこととする。
  - (一) 高度の知識、技能等を必要とする論文、小説、図案等の精神的労作であつて、一般消費者が容易に応募することができないものを募集し、その内容の優劣により特定の者を選ぶものであること。
  - (二) 提供する経済上の利益は、当該精神的労作に対する対価ないし褒賞として社会的通念上妥当と認められる範囲内のものであること。
  - (三) 当該精神的労作の内容の優劣の判定は、社会的に信用のある機関、学者、評論家、芸術家等が行なうものであること。